

島根県保健環境科学研究所における科学研究費助成事業—科研費—の研究実施内規

制定 平成27年1月14日
改正 平成28年4月1日
改正 平成30年4月1日
改正 令和元年12月3日
改正 令和3年4月1日
改正 令和7年4月1日
改正 令和8年2月12日

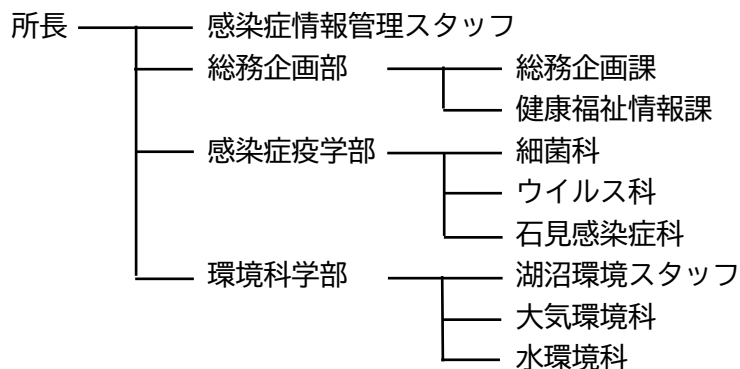
(目的)

第1条 この内規は、島根県保健環境科学研究所（以下「保環研」という。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費助成事業による研究費（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定めることにより、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保すること、国際的な平和及び安全の維持に寄与すること、科研費による研究成果をあげること及び研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条 組織は次のとおりとし、研究を行う職のものは別表に定める。ただし、必要に応じて見直しを行う。

(組織)



(法令等の遵守)

第3条 保環研に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会等」という。）が定める各種の科研費に関するルール（以下単に「ルール」という。）を遵守する。

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施する。

2 研究代表者又は研究分担者として当該研究計画を立案し実施しようとする研究者（以下単に「研究者」という。）は、あらかじめ、振興会等が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを保環研所長に提出する。

(研究の健全性・公正性の確保)

第5条 研究者は、自らの研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し説明責任を果たすため必要な情報について、振興会等及び保環研の求めに応じて開示を行う。

2 研究者は、前項の確実な遂行のため、前条第2項の研究計画調書の提出時及び計画実施中の各年度にチェックリスト（様式1）を保環研所長に提出し、状況の変化や疑義があるときは事前に保環研所長に協議する。

（国際的な平和及び安全の維持への寄与）

第6条 研究者は、安全保障輸出管理において国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の外国への提供は行わない。

2 研究者は、前項の確実な遂行のため必要な情報について、振興会等及び保環研の求めに応じて開示を行い、状況の変化や疑義があるときは事前に保環研所長に協議する。

（研究の実施）

第7条 科研費による研究を行う場合は、保環研の活動として実施する。

（研究成果の取扱い）

第8条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できる。

2 研究者は、前条の研究の成果としての論文について、振興会等のルールにより公開（オープンアクセス化）を行う。

3 研究者は、前条の研究の成果としての研究データについて、振興会等のルールにより適正に保存・管理し、公開に努める。

（研究報告の義務）

第9条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを保環研所長に提出する。

（研究設備・機器の共用）

第10条 科研費による研究で研究代表者又は研究分担者から寄付を受けた研究設備・機器について、振興会等のルール及び県の関係規程に基づき共用の促進に努める。

（管理等の事務）

第11条 科研費の研究計画調書の取りまとめは保環研総務企画部長、補助金の経理管理等の事務は保環研総務企画課が所掌する。

（雑則）

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年1月14日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この内規は、令和元年12月3日から施行する。

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

この内規は、令和8年2月12日から施行する。

別表

(研究を行う職員)

部名等	課・科名	研究を行う職員
所長		所長
感染症情報管理スタッフ		医療調整監、調整監等
総務企画部	健康福祉情報課	課長、係長、企画員等
感染症疫学部	細菌科	部長、調整監、科長、専門研究員、主任研究員、研究員等
	ウイルス科	
	石見感染症科	
環境科学部	湖沼環境スタッフ	
	大気環境科	
	水環境科	